

## 1 平日の活動について

項目	県の新指針	小布施中学校の新指針
休養日	○平日に1日	○県の指針に準ずる。
総活動時間	○長くても2時間程度にする。	○県の指針に準ずる。
朝の部活動	<p>○原則として行わない。</p> <p>・各中学校での放課後の活動時間の確保に努め、朝の部活動は、原則として行わない。ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝の活動を実施することが考えられる。なお、その場合にあってもウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分に取れないことを鑑み、激しい運動は避ける。</p> <p>※1「朝の部活動」：学校教育の一環として行われる部活動として、始業前に顧問の指導のもと部員全員を対象に行う活動。生徒が自主的に行う朝の活動とは異なる。</p> <p>※2「放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合」の例：①日没が早い時期、②競技の練習環境の特性（屋外スケート練習、湖上ボート練習等）、③学校の特別な事情（バスの運行時間との関係等）</p>	<p>○県の指針に準ずる。ただし、小布施中学校の現状を踏まえ、以下のような特別な措置を講ずることとする。</p> <p>○年間を通して朝の自主練習を行うことを許可する。</p> <p>【小布施中学校における自主練習の位置づけ】</p> <p>① 本人の考えたメニューや顧問の助言によるメニューを本人の意志で行う事を大切にする。自主練習を行う場合には、「自主練習参加希望届け」を自分の意志で提出し、提出した者は継続して参加することとする。</p> <p>② 顧問不在の場合でも、全職員で安全対策が確保できるように、学校敷地内（総合体育館を含む）での活動とする。</p> <p>ただし、顧問または部活動指導員が指導できる場合は、町内施設で活動ができるものとする。</p> <p>※自主練習・朝の部活動共に、活動開始時刻は7時30分を厳守する。着替えや準備、移動にかかる時間は15分程度とし、登校時刻は7時15分を目安とする。</p>
放課後の部活動	○部活動の時間は放課後の活動にまとめ、効率的、効果的な活動を目指して充実させる。	<p>○県の指針に準ずる。</p> <p>・「日没が早い時期」は、ノ一部活デーの曜日を種目毎ずらし、効率よく活動場所が使用できるようにする。</p>

## 2 土日(休日)の活動について

項目	県の新指針	小布施中学校の新指針
休養日	○土日にどちらか1日 ・大会への参加等により、土日の両日、活動する場合は、休養日を他の曜日で確保する。	○県の指針に準ずる。
土日の部活動	<p>【練習について】</p> <p>○長くても3時間程度にする。</p> <p>【大会への参加について】</p> <p>○大会へ参加する場合、土日の両日活動することができる。</p>	<p>【練習について】</p> <p>○県の指針に準ずる。</p> <p>【大会への参加について】</p> <p>○県の指針に準ずる。</p>
長期休業及び、3日以上連続中の部活動	○休業中の半分以上を休みとする。	<p>【練習、練習試合、大会について】</p> <p>○県の指針に準ずる。</p> <p>○長期休業中の休養日については、土日に1日の完全休養日を設ける。</p>